



児童扶養手当などの支給額について

4月から支給される児童扶養手当や特別児童扶養手当などの月額をお知らせします。

【児童扶養手当】

▶ 本体額

- 全額支給 44,140円
- 一部支給 10,410円～44,130円

▶ 第2子加算額

- 全額支給 10,420円
- 一部支給 5,210円～10,410円

▶ 第3子以降加算額

- 全部支給 6,250円
- 一部支給 3,130円～6,240円

【特別児童扶養手当】

- 1級 53,700円
- 2級 35,760円

【特別障害者手当】

27,980円

【障害児福祉手当】

15,220円

【福祉手当(経過措置分)】

15,220円

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216



マイナンバーカード申請サポート

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請を希望する方を対象に、戸籍年金係窓口にて申請書の書き方や写真撮影などをサポートします。

日時 火曜日～金曜日
8時30分～17時

必要なもの

【本人確認書類として】

- ▶ 写真付きのもの(免許証・パスポート・療育手帳など)は1点
- ▶ 写真がないもの(健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書・通帳など)は2点

※4月は窓口繁忙期のため、お待ちいただく場合があります。お時間に余裕を持ってお越しください。

問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823



人材育成・定住促進奨学金

高校・高等専門学校・専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する方を対象とした、赤平市の奨学金制度です。

卒業後、奨学金返還中の年度における市内での居住・就労状況により、全額または半額が免除される場合があります。

貸付金額(月額)

- ◆ 高校・高専(1年～3年) …月額2万円以内
 - ◆ 高専(4年～5年)、修学年限が2年以上の専修学校・短期大学・大学または大学院 …月額4万円以内
- ※修学年限が1年の専修学校は対象外です。

受付期限 4月分からの貸与は4月24日(月)まで

※上記の期限を過ぎた場合は、申請を受け付けた月分からの貸与となります。

※申し込み用紙は学校教育課総務係にあります。

申込み・問合せ 学校教育課総務係 ☎32-1822



マイナンバーカード夜間受取可能日のお知らせ

マイナンバーカードを申請された方で交付にあたって日中都合がつかない方は、下記の日の19時30分まで、戸籍年金係で受け取りができます。事前予約が必要ですので、必ず交付日の前日までにご連絡ください。

交付日 4月11日(火)、21日(金)
問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

広告募集

詳細は
コチラ↓



手話奉仕員養成「基礎講座」

～手話を学んでみませんか～

手話奉仕員とは、地域の聴覚障がい者の方と手話でコミュニケーションのとれるボランティアのことです。

養成講座は「入門課程35時間」と「基礎課程45時間」があり、今年度は基礎課程を開催します。両課程修了者は、手話奉仕員として市に登録することもできます。

日程

4月19日(水)～10月11日(水)までの毎週水曜日
18時30分～20時

場所 交流センターみらい (変更する場合あり)

対象者

聴覚障がい者の福祉に理解と熱意ある18歳以上の方
参加費 3,500円程度(テキスト代として)

申込期限 4月10日(月)

申込み・問合せ 地域福祉係 ☎32-2216



協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

【保険料率改定】

令和5年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.29%(マイナス0.10%ポイント)、介護保険料率は1.82%(プラス0.18%ポイント)となります。引き続き医療費適正化などの取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。

問合せ 協会けんぽ北海道支部 ☎011-726-0352

司法書士中根事務所

◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)・商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※) (※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550

赤平市東文京町2丁目4番地2
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



i 林業係からのお知らせ

【入林、山菜採りの心構え】

- ①行き先を必ず家族などに知らせること。私有林に入る場合は所有者の承諾を受けること
- ②単独での入林は避けること
- ③目立つ服装で入林すること
- ④通信手段や笛、ラジオ、非常食、目印用テープ、懐中電灯などを持っていくこと
- ⑤造林用作業道には立ち入らないようにすること
- ⑥迷ったらむやみに動き回らず、警察署に連絡すること

【春のヒグマ注意特別期間】

4月1日(土)～5月31日(水)
 ヒグマによる人身事故は、山菜採りの際に多く発生しています。また、春先は親子グマの出没が多発します。子グマは好奇心が旺盛で、警戒心が薄く、人里付近に出没しやすいことも予想されます。子グマの近くには母グマがいますのでご注意ください。



【銃器による鳥獣の捕獲中】

ヒグマの出没やシカの農作物被害などが発生し、市内一円で銃器による捕獲が行なわれています。

- 山には目立つ服装で入るようにしましょう。
- 狩猟者は周囲の安全を十分に確認しましょう。

問合せ 林業係 ☎32-1842



i 令和5・6年度少額工事等の契約参加受付

市では、令和5・6年度において発注する少額工事等(50万円未満の工事など)、または少額物品(30万円未満の物品)の契約参加を希望する市内業者を次のとおり受け付けます。

なお、令和5・6年度の建設工事・物品契約等の指名登録申請を提出している業者は、必要ありません。

提出書類

契約管財係または市のホームページにある指定様式に納税証明書、納税状況確認書、誓約書などを添付してください。

※添付書類は法人・個人で異なりますので指定様式をご確認ください。

受付期間

4月3日(月)から(令和5年度中随時受付)

問合せ 契約管財係 ☎32-2212

i 軽自動車税種別割に係る課税の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、3月末に窓口での申請手続きが集中することを避けるため、4月以降の申告であっても3月中に事由が発生したことを前提に課税処理を行いません。

対象となるもの

3月中に事由が発生したと確認ができ、事由発生から15日以内に手続きされたもの

対象の手続き

- 解体を伴う自動車検査証返納届出
- 所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出
- 所有者名義変更を伴う輸出予定届出

問合せ

軽自動車検査協会北海道地区
 札幌主管事務所
 ☎050-3816-1848

上下水道課からお願い

こんなときは上下水道課にお知らせください。

- 転入、転出されるとき
 - 1カ月以上、長期入院などで水道を使用しないとき
 - 名前が変わったとき(水道の使用人、所有者が変わるとき)
 - 建物を解体するとき(解体の際は、必ず給水装置の撤去工事を市が指定する給水装置工事業者にお申し込みください。)
 - 引っ越しによる上下水道の使用開始・中止は転居先と引っ越し日が決まりましたら必ず2～3日前にご連絡ください。
- ※当日の開閉栓の申し込みはできませんのでご注意ください。
- 問合せ 上下水道課 ☎32-2218

i 令和5年度 調理師試験

日時 8月29日(火)
 13時30分～16時

試験地 札幌市

資格 学校教育法第57条に規定する者で、寄宿舎、学校、病院などの施設、または飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業に該当する営業において、5月19日(金)までに2年以上調理業務に従事した方。

願書の配布

4月上旬から配布予定

受験手数料 6,900円

受付期間

5月8日(月)～5月19日(金)

提出先・問合せ

滝川保健所
 企画総務課企画係 ☎24-6201

